



答 申 第 5 5 7 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 11 日付け神環事
管第 127 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

一般処理廃棄物承認申請管理システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 木質系一般廃棄物処理にかかる事務において、電子計算機処理により、廃棄物持込み申請者の台帳を管理し承認券を発行することは、申請への迅速かつ正確な対応を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

一般処理廃棄物承認申請管理システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

受付日

申請者氏名

申請者住所

申請者電話番号

会社名

会社代表者氏名

発注者氏名

発注者住所

発注者電話番号

搬入車両のナンバー